

令和 8 年 3 月 市議会定例会提出議案

八 尾 市

議案第3号

市道路線の認定及び廃止に関する件

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、次のとおり市道路線を認定し、又は廃止するについて、市議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

八尾市長 山本桂右

理由

開発行為に伴い本市に帰属したもの等について、路線を認定し、又は廃止する必要があるので、本案を提出する次第である。

1 認定する路線

路線名	起終点
八尾第937号線	楠根町一丁目地内 楠根町一丁目地内
八尾第938号線	末広町二丁目地内 末広町二丁目地内
八尾第939号線	南本町四丁目地内 南本町四丁目地内
八尾第940号線	長池町三丁目地内 長池町三丁目地内
八尾第941号線	長池町三丁目地内 長池町三丁目地内
八尾第942号線	萱振町四丁目地内 萱振町四丁目地内
八尾第943号線	萱振町四丁目地内 萱振町四丁目地内
八尾第944号線	萱振町四丁目地内 萱振町四丁目地内
八尾第945号線	北本町三丁目地内 北本町三丁目地内
八尾第946号線	旭ヶ丘二丁目地内 旭ヶ丘二丁目地内
久宝寺第146号線	南久宝寺一丁目地内 南久宝寺一丁目地内
久宝寺第147号線	南久宝寺一丁目地内 南久宝寺一丁目地内
竜華第544号線	相生町二丁目地内 相生町二丁目地内

路線名	起終点
竜華第545号線	渋川町四丁目地内 渋川町四丁目地内
竜華第546号線	南龜井町二丁目地内 南龜井町二丁目地内
山本第630号線	東山本新町四丁目地内 東山本新町四丁目地内
山本第631号線	山本町南六丁目地内 山本町南六丁目地内
山本第632号線	福万寺町南二丁目地内 福万寺町南二丁目地内
南高安第411号線	黒谷二丁目地内 黒谷二丁目地内
西郡第102号線	泉町三丁目地内 泉町三丁目地内
曙川第463号線	都塚二丁目地内 都塚二丁目地内
曙川第464号線	刑部四丁目地内 刑部四丁目地内
曙川第465号線	刑部四丁目地内 刑部四丁目地内
志紀第119号線	老原四丁目地内 老原四丁目地内

2 廃止する路線

路 線 名	起 終 点
八尾第495号線	高美町六丁目地内 高美町六丁目地内
志紀第119号線	老原四丁目地内 老原四丁目地内

議案第4号

財産の譲与の件

本市が、次のとおり財産を無償で譲渡するにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

八尾市長 山本桂右

1 譲渡する財産

所在 地	種 類	構 造	幅員及び延長	備 考
八尾市太田九 丁目48番3先	橋梁	プレテンション 方式単純中空床 版橋	幅員9.0m 延長10.0m	別図中矢印 で示す部分

2 譲渡の理由

一般交通の用に供する必要がなくなったため

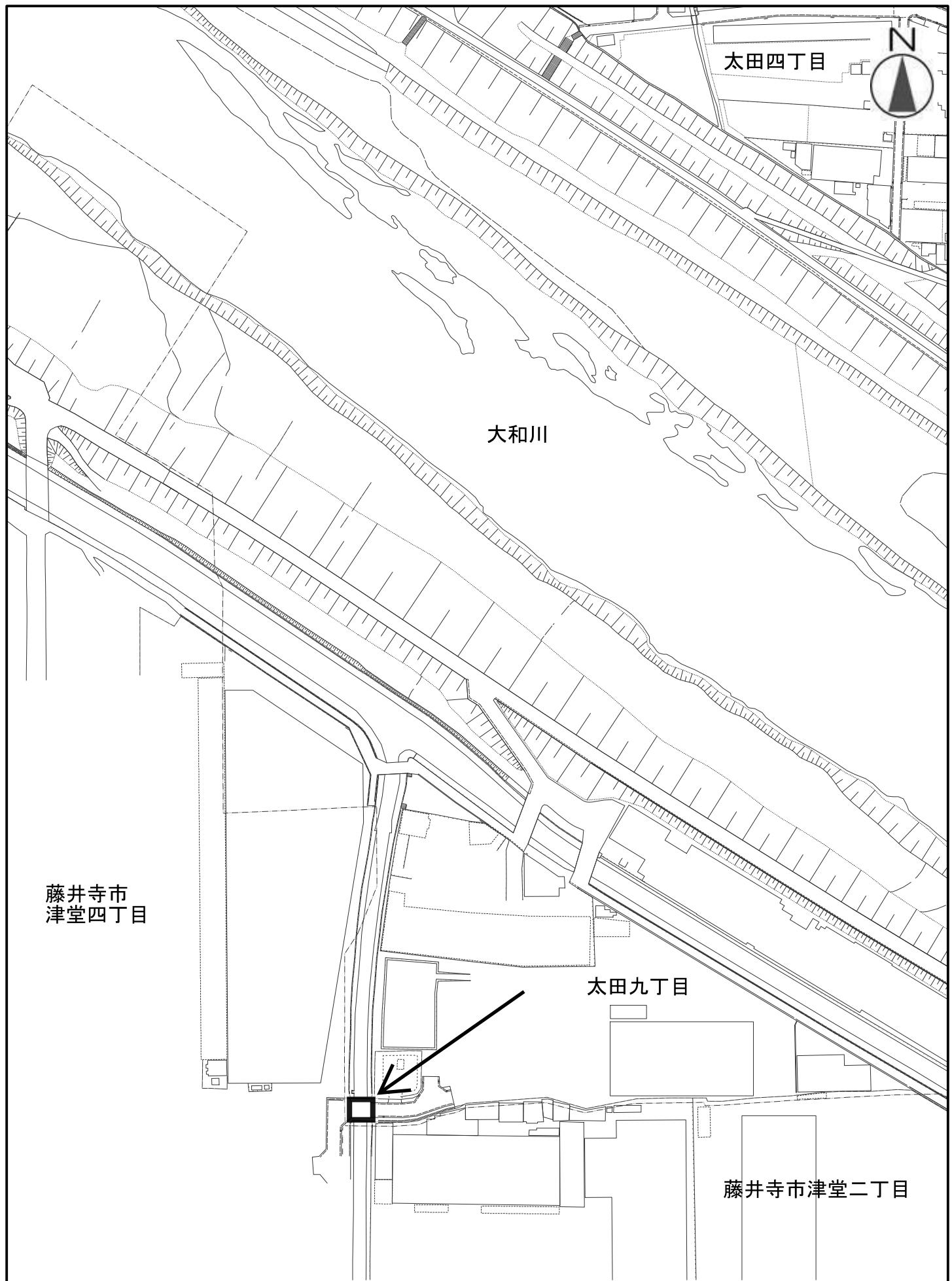
3 譲渡の相手方

八尾市太田九丁目37番地

アサヒセイレン株式会社

代表取締役 谷山 佳史

別図



議案第5号

八尾市行政手続条例の一部改正の件

八尾市行政手続条例（平成8年八尾市条例第28号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

八尾市長 山本桂右

理由

行政手続法（平成5年法律第88号）の一部改正を踏まえ、公示送達の方法を改める等につき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市行政手続条例の一部を改正する条例

八尾市行政手続条例（平成8年八尾市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項、第16条」を「第15条第3項及び第4項、第16条」に、「「同項第3号及び」を「同条第4項中「第1項第3号及び」に、「同項第3号」」を「第28条第1項第3号」」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の八尾市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定並びに次項の規定による改正後の八尾市職員の退職手当に関する条例（昭和38年八尾市条例第227号）第12条第3項（同条例第12条の2第10項及び第12条の3第5項において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

(八尾市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

- 3 八尾市職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。
- 第12条第3項中「ときは」の次に「、同項の規定による通知を」を加え、「を当該退職手当管理機関の事務所の掲示場に掲示することをもつて通知に代える」を「及び当該退職手当管理機関が当該内容を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該退職手当管理機関の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行う」に、「その掲示した」を「当該措置を開始した」に、「日に、通知が当該处分を受けるべき」を「ときに、当該通知がその」に改める。

議案第6号

八尾市職員給与条例の一部改正の件

八尾市職員給与条例（昭和23年八尾市条例第32号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

八尾市長 山本桂右

理由

勤勉手当の支給について、その支給基礎額への扶養手当の算入を廃止するとともに、勤勉手当の支給総額に含まれる扶養手当に相当する額を支給原資として、人事評価の結果等を勤勉手当の額に反映する制度とするにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市職員給与条例の一部を改正する条例

八尾市職員給与条例（昭和23年八尾市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第42条の2第1項中「に、」を「に」に改め、同条第4項中「)、」を「)及び」に改め、「及び市長が定める手当」を削り、「給料及び扶養手当の月額の合計額」を「これら」に改める。

第42条の5第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「に、」を「に」に、「市長が定める期間におけるその者の勤務成績」を「当該職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況」に改め、同条第2項中「この場合において、」の次に「任命権者が」を、「勤勉手当の額の」の次に「、その者に所属する」を加え、同項第1号中「勤勉手当基礎額」の次に「に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額」を加え、同条中第4項を第5項とし、同条第3項中「第4項及び」を削り、「前項」を「第2項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第42条の5第3項」と読み替えるものとする。

第42条の5中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

附則第14条第4項中「（第42条の5第3項において準用する場合を含む。）」を「及び第42条の5第3項」に、「第42条の2第4項中」を「これらの規定中」に改める。

附則第15条第7項中「（第42条の5第3項において準用する場合を含む。）」を「及び第42条の5第3項」に、「第42条の2第4項中」を「これらの規定中」に、「給料月額（」を「、「給料月額（」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和8年6月及び12月に支給する勤勉手当に関する改正後の第42条の5第3項の規定の適用については、同項中「及びこれ」とあるのは、「扶養手当の月額に100分の50を乗じて得た額及びこれら」とする。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

4 八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年八尾市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条中「)、」を「)及び」に改め、「及び市長が定める手当」を削り、「給料及び扶養手当の月額の合計額」を「これら」に、「第2項中「」を「第1項中「職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」とあるのは「職員の」と、同条第2項中「、その者に所属する」に、「給与条例第42条の5第3項中「第42条の2第4項及び第5項」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第7条の規定により読み替えられた第42条の2第4項」を「同条第3項中「給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料月額を算出率で除して得た額）」とあるのは「給料」に改める。

第13条中「)、」を「)及び」に改め、「及び市長が定める手当」を削り、「給料及び扶養手当の月額の合計額」を「これら」に、「第2項中「」を「第1項中「職員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」とあるのは「職員の」と、同条第2項中「、その者に所属する」に、「給与条例第42条の5第3項中「第42条の2第4項及び第5項」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第13条の規定により読み替えられた第42条の2第4項」を「同条第3項中「給料の月額（育児短時間勤務職員等にあっては、給料月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「八尾市会計年度任用職員の給与等に関する条例第

9条第2項に規定する勤務1時間当たりの報酬の額にその者1週間当たりの勤務時間に4を乗じた数を乗じて得た額」に改める。

(単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

5 単純な労務に雇用される一般職に属する職員の給与の種類及び基準を定める条例（令和7年八尾市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第14条中「その者の勤務成績」を「当該従業員の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況」に改める。

(八尾市立病院に勤務する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

6 八尾市立病院に勤務する企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成20年八尾市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第16条中「勤務成績」を「人事評価の結果及び勤務の状況」に改める。

議案第7号

八尾市手数料条例の一部改正の件

八尾市手数料条例（平成12年八尾市条例第13号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

八尾市長 山本桂右

理由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）の一部改正により、同法の題名が改められるとともに、耐震性不足等でマンションの建替え等をする場合において、現行の容積率の特例に加え、高さ制限の特例が創設され、これを定める引用条項に移動が生ずることに伴い、条例の規定を整備するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第　　号

八尾市手数料条例の一部を改正する条例

八尾市手数料条例（平成12年八尾市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条の5の見出し中「要除却認定マンション」を「要除却等認定マンション」に、「の容積率」を「等の容積率又は高さ」に改め、同条中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に改める。

附　　則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第8号

八尾市国民健康保険条例の一部改正の件

八尾市国民健康保険条例（昭和40年八尾市条例第8号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

八尾市長 山本桂右

理由

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の一部改正により、子ども・子育て支援納付金（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正により子育て支援の取組に必要な費用に充てるため、政府が医療保険者から徴収するもの）の納付に要する費用を医療保険料と併せて徴収するにつき、条例の規定を整備するほか、国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正により保険料の法定軽減に係る所得判定基準の引上げを行うにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市国民健康保険条例の一部を改正する条例

八尾市国民健康保険条例（昭和40年八尾市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条の2を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第8条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（政令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（政令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（政令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（政令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第8条の3第1号イ中「、高齢者医療確保法」を「及び高齢者医療確保法」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。」の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第11条の5の5第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる」を「特定世帯又は特定継続」に改める。

第11条の10の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第11条の11 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第16条、第16条の3、第16条の4及び第16条の5の規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第16条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第11条の12 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（政令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第11条の13 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第11条の14 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率
- (2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額
- (3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第11条の15 第11条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額が、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた政令第29条の7第5項第10号に掲げる額を超えるときは、その額とする。

第14条第1項中「の基礎賦課額若しくは第11条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額」を「、第11条の5の3若しくは第11条の12の額」に改め、「第16条第1項各号（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額」の次に「若しくは同条第5項各号に定める額」を、「第16条の3第1項（同条第3項）の次に「又は第4項」を加え、「第11条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第16条の3第4項第1号（同条第6項）を「同条第5項（同条第7項又は第8項）に、「第16条の4第1項各号（同条第3項又は第4

項」を「第16条の4第1項各号（同条第3項から第5項まで）に、「若しくは同条第5項各号（同条第7項又は第8項）を「、同条第6項各号（同条第8項から第10項まで）に、「額の算定」を「額若しくは第16条の5第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「の基礎賦課額若しくは第11条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額又は第11条の7の額」を「、第11条の5の3、第11条の7若しくは第11条の12の額」に改め、「第16条第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第5項各号に定める額」を加え、「第11条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第16条の3第4項第1号」を「同条第5項」に、「若しくは同条第5項各号に定める額」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第16条の5第1項に定める額」に改める。

第16条第1項第1号中「次号及び第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「305,000円」を「310,000円」に改め、同項第3号中「560,000円」を「570,000円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第11条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の15に規定する額を超える場合には、その額）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保

險料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に310,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に570,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外

の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第11条の14第2項及び第3項の規定は、前項第1号ア及びイ、第2号ア及びイ並びに第3号ア及びイに規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

第16条の2中「及び前条第1項」を「、第11条の5の4、第11条の8及び第11条の13並びに前条第1項（同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。）及び同条第5項」に改める。

第16条の3第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第3項中「、「第11条第2項」とあるのは「第11条の5の5第2項」と」を削り、同条第6項後段中「第4項」を「第5項」に、「「第11条第2項」とあるのは「第11条の5の5第2項」」を「「第16条第1項各号」とあるのは「第16条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第11条の14」と、第2項中「第11条第3項」とあるのは「第11条の14第3項」と読み替えるものとする。

第16条の3に次の1項を加える。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額につ

いて準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第16条第1項各号」とあるのは「第16条第5項各号」と、「第11条」とあるのは「第11条の14」と、第6項中「第11条第3項」とあるのは「第11条の14第3項」と読み替えるものとする。

第16条の4第1項中「政令第29条の7第5項第8号」を「政令第29条の7第6項第8号」に、「（第5項）を「（第6項）に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第8項中「第5項」を「第6項」に、「第6項」を「第7項」に改め、「第11条の10」との次に「、「第16条第1項各号」とあるのは「第16条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に改め、「第11条の5の10」との次に「、「第16条第1項各号」とあるのは「第16条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、同項を同条第8項とし、同条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第9条」とあるのは「第11条の12」と、「第11条の5」とあるのは「第11条の15」と、第2項中「第11条」とあるのは「第11条の14」と読み替えるものとする。

第16条の4に次の1項を加える。

10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第9条」とあるのは「第11条の12」と、「第11条の5」とあるのは「第11条の15」と、「第16条第1項各号」とあるのは「第16条第5項各号」と、第7項中「第11条」とあるのは「第11条の14」と読み替えるものとする。

第16条の4の次に次の1条を加える。

（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等

割額の減額)

第16条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第11条の14の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第16条第5項、第16条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第11条の14第3項の規定は、前項に規定する額の決定に準用する。この場合において、第11条の14第3項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

第24条中「及び第11条の7」を「、第11条の7及び第11条の12」に、「及び第16条の4」を「、第16条の4及び第16条の5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の八尾市国民健康保険条例の規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。この場合において、令和8年度分の保険料に限り、改正後の第11条の15に規定する子ども・子育て支援納付金賦課限度額は、同条の規定にかかわらず、当該保険料の賦課期日において施行されていた国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第5項第10号に掲げる額とする。

議案第9号

八尾市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例及び八尾市保健所事務手数料条例の一部改正の件

八尾市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例（平成30年八尾市条例第20号）及び八尾市保健所事務手数料条例（平成29年八尾市条例第70号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

八尾市長 山本桂右

理 由

国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業（特区民泊）に係る区域計画の変更により、本市域内において特区民泊の新規営業等ができなくなったこと等に伴い、関係条例の規定を整備するにつき、関係条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第 号

八尾市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例及び八尾市保健所事務手数料条例の一部を改正する条例

(八尾市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例の一部改正)

第1条 八尾市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例（平成30年八尾市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、」の次に「令和7年11月28日に」を加え、「第13条第1項に規定する」を「第9条第2項において準用する法第8条第8項の規定による認定があった国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に係る区域計画（八尾市の区域に係るものに限る。）においてなお従前の例によるものとされた法第13条第1項の特定認定を受けている者の同条第5項の認定事業である」に改める。

(八尾市保健所事務手数料条例の一部改正)

第2条 八尾市保健所事務手数料条例（平成29年八尾市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第16の(8)の項中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める。

別表第19を次のように改める。

別表第19 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この表において「法」という。）関係事務

区分	金額
令和7年11月28日に法第9条第2項において準用する法第8条第8項の規定による認定があった国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に係る区域計画（八尾市の区域に係るものに限る。）においてなお従前の例によるものとされた法第13条第1項の特定認定を受けている者の同条第5項の認定事業に関する同条第6項の規定による	1件につき10,500円（法第13条第6項の変更であって、同条第1項の特定認定を受けた事業の用に供する居室と同一の施設内において居室の数を減少させるもの又は施設の構造、面積、設備及び器具の変更を伴わないものにあっては、2,500円）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中八尾市保健所事務手数料条例別表第16の(8)の項の改正規定は、令和8年5月1日から施行する。

議案第10号

八尾市都市公園条例の一部改正の件

八尾市都市公園条例（昭和43年八尾市条例第18号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

開発行為により本市に帰属した公園を都市公園として追加するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第　　号

八尾市都市公園条例の一部を改正する条例

八尾市都市公園条例（昭和43年八尾市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

太田八丁目第2公園	八尾市太田八丁目地内
-----------	------------

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第11号

八尾市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件

八尾市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年八尾市条例第19号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

八尾市長 山 本 桂 右

理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の一部改正により、非常勤消防団員等の公務上の災害等に対する損害補償の補償基礎額及び扶養に係る補償基礎額の加算額が改定されたことに伴い、条例の規定を整備するにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市条例第　　号

八尾市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

八尾市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和41年八尾市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「10,000円」に改め、同号ただし書中「14,500円」を「15,000円」に改め、同条第3項中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表団長及び副団長の項中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「12,900円」を「13,340円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に、「11,300円」を「11,670円」に改める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後の八尾市非常勤消防団員等公務災害補償条例第5条第2項、第3項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた八尾市非常勤消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第12号

八尾市火災予防条例の一部改正の件

八尾市火災予防条例（昭和48年八尾市条例第40号）の一部を次のように改正するにつき、市議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

八尾市長 山本桂右

理由

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布等について（令和7年11月12日付け消防庁次長通知）」を踏まえ、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理に関する基準を定めるほか、住宅における出火防止に資する機械器具に新たに感震ブレーカーを追加し、その普及促進を図るにつき、条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する次第である。

八尾市火災予防条例の一部を改正する条例

八尾市火災予防条例（昭和48年八尾市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（一般サウナ設備）」に改め、同条第1項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第2号及び同条第2項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第9条の2とし、第8条の次に次の1条を加える。

（簡易サウナ設備）

第9条 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。

(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りではない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第19号まで、第21号、第2項第6号、第3項及び第4項を除く。）及び第4条第1項の規定を準用する。

第32条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第43条第1項第5号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

第66条第6号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同号を同条第6号の2とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

議案第13号

令和7年度八尾市一般会計第12号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和7年度八尾市一般会計第12号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和8年2月25日提出

八尾市長 山本桂右

議案第14号

令和7年度八尾市介護保険事業特別会計第4号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和7年度八尾市介護保険事業特別会計第4号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和8年2月25日提出

八尾市長 山本桂右

議案第15号

令和7年度八尾市後期高齢者医療事業特別会計第2号補正予算の
件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和7
年度八尾市後期高齢者医療事業特別会計第2号補正予算を、当該予算に関する
説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和8年2月25日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第16号

令和7年度八尾市病院事業会計第1号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和7年度八尾市病院事業会計第1号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和8年2月25日提出

八尾市長 山本桂右

議案第17号

令和7年度八尾市公共下水道事業会計第1号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和7年度八尾市公共下水道事業会計第1号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和8年2月25日提出

八尾市長 山本桂右

議案第18号

令和8年度八尾市一般会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和8年度八尾市一般会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和8年2月25日提出

八尾市長 山本桂右

議案第19号

令和8年度八尾市国民健康保険事業特別会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和8年度八尾市国民健康保険事業特別会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和8年2月25日提出

八尾市長 山本桂右

議案第20号

令和8年度八尾市財産区特別会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和8年度八尾市財産区特別会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和8年2月25日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第21号

令和8年度八尾市介護保険事業特別会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和8年度八尾市介護保険事業特別会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和8年2月25日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第22号

令和8年度八尾市後期高齢者医療事業特別会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和8年度八尾市後期高齢者医療事業特別会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和8年2月25日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第23号

令和8年度八尾市土地取得事業特別会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和8年度八尾市土地取得事業特別会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和8年2月25日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第24号

令和8年度八尾市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和8年度八尾市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和8年2月25日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第25号

令和8年度八尾市病院事業会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和8年度八尾市病院事業会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和8年2月25日提出

八尾市長 山本桂右

議案第26号

令和8年度八尾市公共下水道事業会計予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条の規定に基づき、令和8年度八尾市公共下水道事業会計予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和8年2月25日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第27号

令和8年度八尾市一般会計第1号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和8年度八尾市一般会計第1号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和8年2月25日提出

八尾市長 山 本 桂 右

議案第28号

令和8年度八尾市介護保険事業特別会計第1号補正予算の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定に基づき、令和8年度八尾市介護保険事業特別会計第1号補正予算を、当該予算に関する説明書とあわせ別冊のとおり提案する。

令和8年2月25日提出

八尾市長 山本桂右

議案第29号

包括外部監査契約締結の件

包括外部監査契約を締結するについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項及び八尾市外部監査契約に基づく監査に関する条例（平成14年八尾市条例第22号）第5条第1項の規定に基づき、市議会の議決を求める。

令和8年2月25日提出

八尾市長 山本桂右

記

- 1 契約の目的 包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告を目的とする。
- 2 契約の始期 令和8年4月1日
- 3 契約金額 12,100,000円を上限とする額
- 4 契約金の支払方法 監査の結果に関する報告書提出後に一括して支払う。
ただし、必要に応じ前金払をすることができる。
- 5 契約の相手方 茨木市舟木町18番12号
常峰 和子（公認会計士）

令和 8 年 3 月 市議会定例会提出議案
令和 8 年 2 月 発行 (R 7 - 191)
八尾市総務部政策法務課